香川県	小豆	土庄町
	木田	三木町
	綾歌	綾川町
愛媛県	喜多	内子町
高知県	高松市　丸亀市　さぬき市　東かがわ市　三豊市	
福岡県	糟屋	宇美町
		北九州市　行橋市　嘉麻市
佐賀県	東松浦	玄海町
	西松浦	有田町
長崎県	東彼杵	川棚町　波佐見町
熊本県	下益城	美里町
	玉名	南関町　和水町
	阿蘇	南小国町　高森町
	上益城	山都町
	葦北	芦北町
大分県	速見	日出町
	玖珠	九重町　玖珠町
宮崎県	東臼杵	諸塚村
	西臼杵	高千穂町　日之影町
鹿児島県	薩摩	さつま町
	曽於	大崎町
	熊毛	中種子町　南種子町

備考　この告示に掲げる区域は、平成二十五年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。

○農林水産省告示第四百十一号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）第三条第四項の規定に基づき、平成二十四年三月十四日農林水産省告示第六百八十四号（平成二十三年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第三条第三項の地域を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月十四日　農林水産大臣　林　芳正

「双　葉　広野町　川内村」を「双　葉　広野町　楢葉町　川内村　葛尾村」に改める。

○農林水産省告示第四百十二号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第十四条第二項の規定に基づき、平成二十四年三月十四日農林水産省告示第六百八十九号（平成二十三年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十四条第一項の区域を告示する件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月十四日　農林水産大臣　林　芳正

「双　葉　広野町　川内村」を「双　葉　広野町　楢葉町　川内村　葛尾村」に改める。

○農林水産省告示第四百十三号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）第三条第四項の規定に基づき、平成二十五年に発生した林道についての災害に係る同条第三項の地域を次のとおり指定する。

平成二十六年三月十四日　農林水産大臣　林　芳正

都道府県名	郡名	市町村名
北海道	二海	八雲町
	爾志	乙部町
	様似	様似町
青森県	中津軽	西目屋村
岩手県	下北	東通村
		盛岡市　陸前高田市
	紫波	紫波町
	二戸	一戸町
宮城県		登米市
秋田県		大館市　男鹿市　鹿角市　大仙市　仙北市
	北秋田	上小阿仁村
	山本	三種町
	南秋田	井川町
山形県		鶴岡市　村山市　南陽市
	西村山	西川町　大江町
	最上	真室川町
	西置賜	白鷹町
	東田川	庄内町
		いわき市　喜多方市
福島県	安達	大玉村
	大沼	三島町　会津美里町
	東白川	矢祭町　塙町
栃木県		鹿沼市　日光市
群馬県	吾妻	東吾妻町
千葉県		君津市　富津市
東京都		大島町
新潟県	三島	出雲崎町
富山県		富山市　黒部市
石川県		七尾市　かほく市
	河北	津幡町
	羽咋	宝達志水町
	鳳珠	能登町
福井県		敦賀市　勝山市
	南条	南越前町
	丹生	越前町
	大飯	高浜町　おおい町
山梨県		韮崎市　甲州市